

草津栗東行政事務組合議会の定例会の回数を定める条例

令和4年10月1日

条例第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第102条第2項の規定に基づき、本組合議会の定例会の回数は、年2回とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。